兵庫県県民生活審議会傍聴要領

第１　趣旨

この要領は、兵庫県県民生活審議会運営規程第３条第２項に基づき、兵庫県県民生活審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

第２　傍聴人

傍聴人とは、審議会の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

第３　会議の開催周知

(1)　会議の開催は、事前にインターネットや県広報誌等により周知するものとする。
周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

(2)　周知内容は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

第４　会議非公開の決定

兵庫県県民生活審議会運営規程第３条第１項ただし書きによる会議の非公開については、会議において決するものとする。

第５　傍聴人の定員等

傍聴人の定員は会長が別に定めることとし、会場に傍聴席を設けるものとする。

第６　傍聴の申出等

(1)　傍聴を希望する者は、会議の当日、審議会の開会予定時刻の３０分前までに、傍聴申出書（様式第１号）に所要事項を記入の上申し出なければならない。

(2)　傍聴を希望する者が会議開催予定時刻の３０分前の時点で定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。
なお、会議開催予定時刻の３０分前の時点で定員を超えない場合については、会議の開催予定時刻まで先着順で傍聴を認める。

(3)　傍聴人は事務局職員の指示に従って、会議開催時刻までに会議室に入場すること。
なお、会議開会後の入場は認めない。

第７　傍聴証の着用

会議を傍聴しようとする者は、傍聴証（様式第２号）の交付を受け、これを着用しなければならない。

第８　傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、会議を傍聴するにあたり次の事項を守らなければならない。

(1)　審議会における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2)　私語、喚声その他の行為により騒ぎたてないこと。

(3)　はち巻きをするなど、示威的行為をしないこと。

(4)　飲食、喫煙をしないこと。
(5)　携帯電話等の無線機を使用しないこと。
(6)　みだりに傍聴席を離れないこと。
(7)　その他、会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

第９　撮影、録音等の許可
(1)　傍聴人は会場において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、審議会の許可を得た場合はこの限りでない。
(2)　上記(1)ただし書の規定により審議会の許可を得ようとする者は、許可願（様式第３号）を審議会に提出しなければならない。

第 10　報道関係者の取扱
(1)　報道関係者は、上記第５及び第６の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。
(2)　上記第７から第９までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

第 11　会議秩序の維持
　傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、会長、部会長又は事務局職員の指示に従わなければならない。

第 12　傍聴人の退場
　傍聴人は、次の各号に掲げる場合は速やかに退場しなければならない。また、退場を命じられた者は、当日再び会場に入ることはできない。
(1)　会議が非公開と決せられたとき。
(2)　傍聴人がこの要領に違反し、会長又は部会長が退場を命じたとき。

附　則
この要領は、平成１４年　２月２５日から施行する。

附　則
この要領は、令和　２年１２月２８日から施行する。

（様式第１号）

傍　聴　申　出　書

年　　月　　日開催
兵庫県県民生活審議会

番　号	住　　所	氏　　名

（様式第２号）

ＮＯ.

傍　　聴　　証

兵庫県県民生活審議会

年　　月　　日

（様式第３号）

写　真　撮　影　等　許　可　願

撮影等年月日	年　　月　　日
撮影等の目的	
撮影者等の住所・氏名・電話番号・電子メール	
フラッシュ使用の有無	
備　　考	

上記のとおり許可願います。

年　　月　　日

兵庫県県民生活審議会
会　長（部会長）　　様

申込者